

京都市会計年度任用教職員の給与，勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月8日

京都市教育委員会
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第6号

京都市会計年度任用教職員の給与，勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

京都市会計年度任用教職員の給与，勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1(2)の項中「17」を「20」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は，公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市会計年度任用教職員の給与，勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定は，令和4年2月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

3 適用日からこの規則の施行日の前日までに採用された会計年度任用教職員であって，この規則による改正前の京都市会計年度任用教職員の給与，勤務時間等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第1(2)の項の規定により号給を決定されたものについては，改正後の規則別表第1(2)の項の規定に基づき号給を決定されたものとみなす。

(適用日前に採用された会計年度任用教職員の号給の調整)

4 適用日前に採用された会計年度任用教職員であって，改正前の規則別表第1(2)の項の規定により号給を決定されたもの（別表第1(2)の項に掲げる者として第5条第1項の規定により号給を決定された者を含む。）の号給については，前項に規定するものとの権衡上必要と認められる限度において，別に定めるところにより，必要な調整を行うことができる。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)